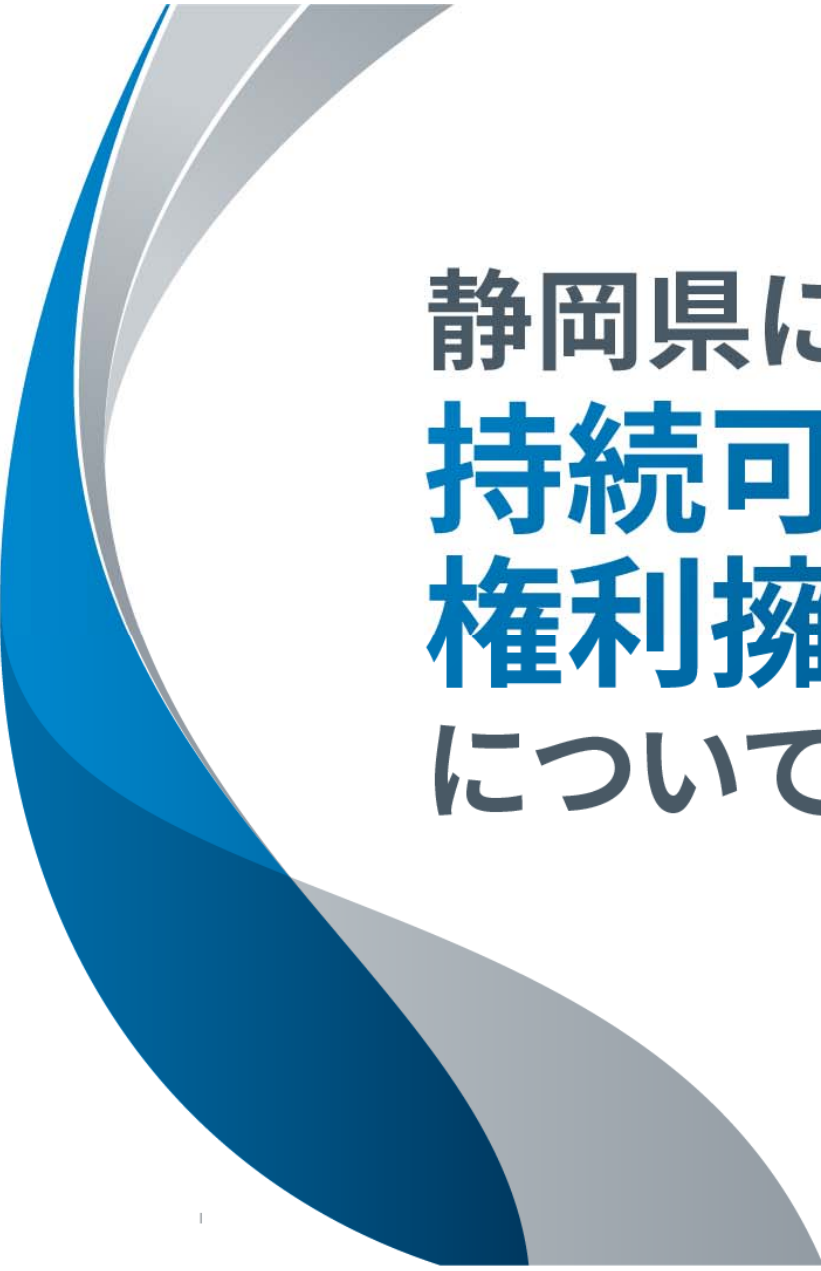


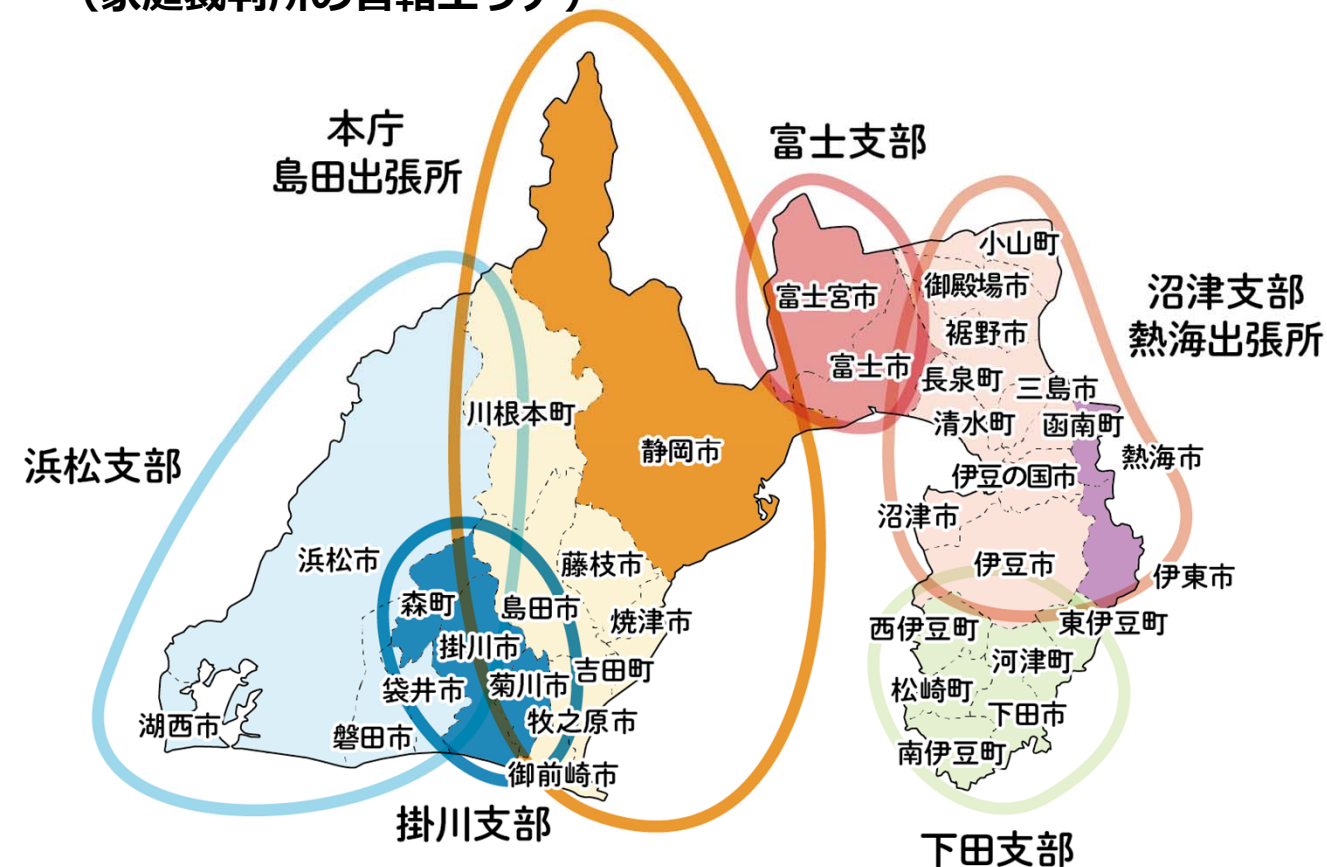


静岡県における 持続可能な 権利擁護支援モデル事業 について

- 静岡県福祉長寿局地域福祉課
- 静岡県社会福祉協議会

静岡県の概要

(家庭裁判所の管轄エリア)



面積	7,777km ²
市町数	35市町 (政令市2市21町12)
静岡家庭裁判所	本庁 5支部 2出張所
総人口(令和4年10月1日現在)	3,582,194人
65歳以上の高齢者数 (令和4年10月1日現在)	1,101,978人
日常生活自立支援事業の利用者数	1,383人
成年後見制度利用者数 (令和4年10月1日現在)	7,740人
受任可能な専門職団体活動者数 (令和4年9月1日現在)	727人

成年後見利用促進施策における 静岡県内市町の取組状況

国アンケート調査における回答より（R 4.11）



静岡県成年後見制度
イメージキャラクター こう犬くん

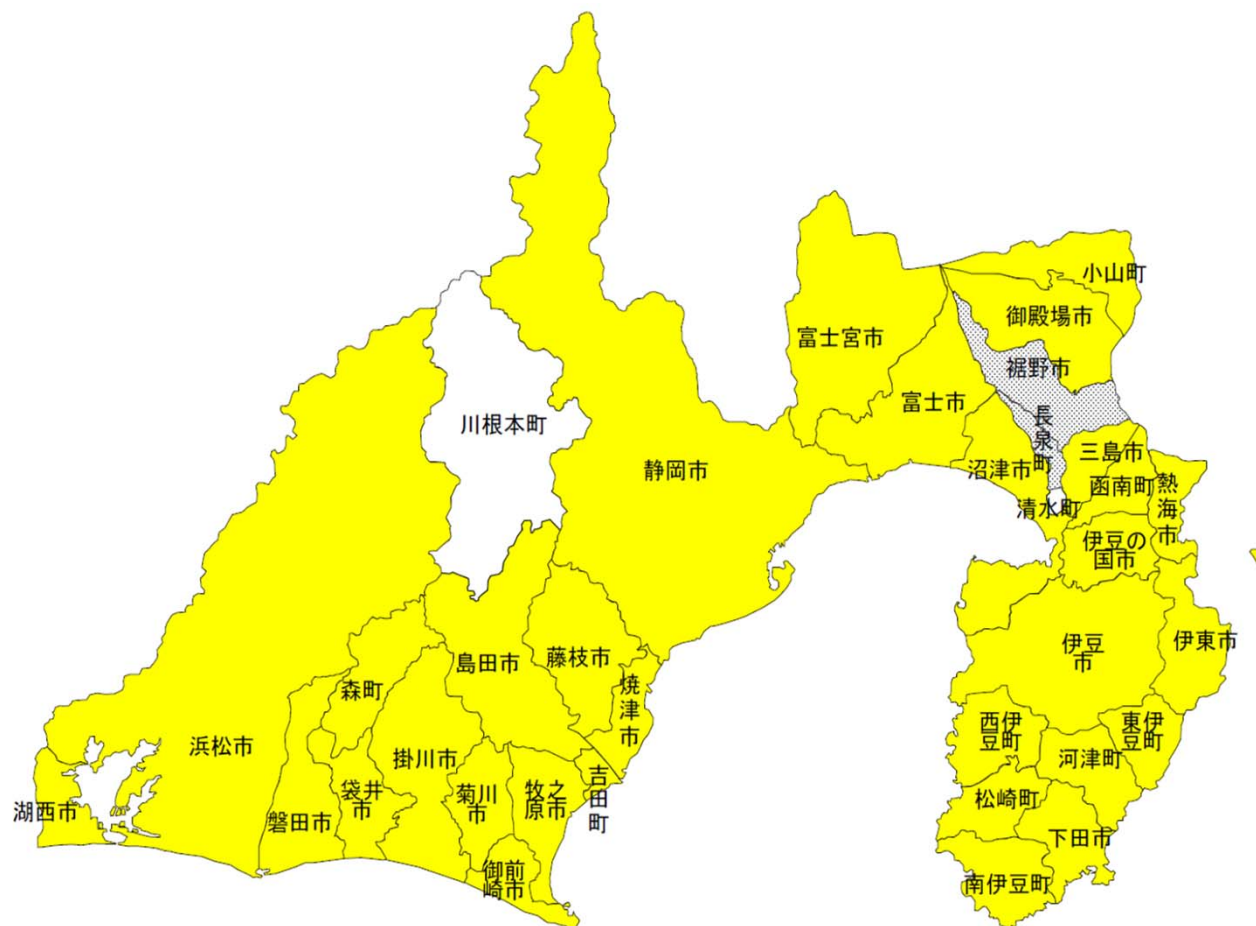
権利擁護支援の地域ネットワークの中核となる中核機関設置状況

整備予定時期

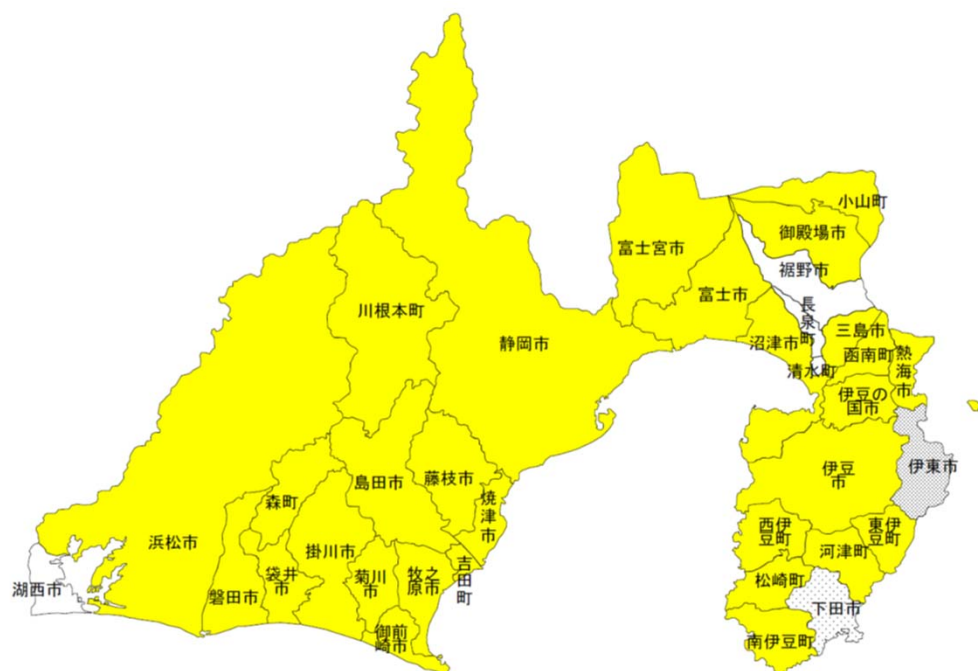
設置済	30市町
令和4年度まで	1市
令和5年度まで	2市町
未定・検討中	2町



- 裾野市、長泉町はR5設置を予定
- 川根本町、清水町は体制整備アドバイザー事業を活用し、検討中



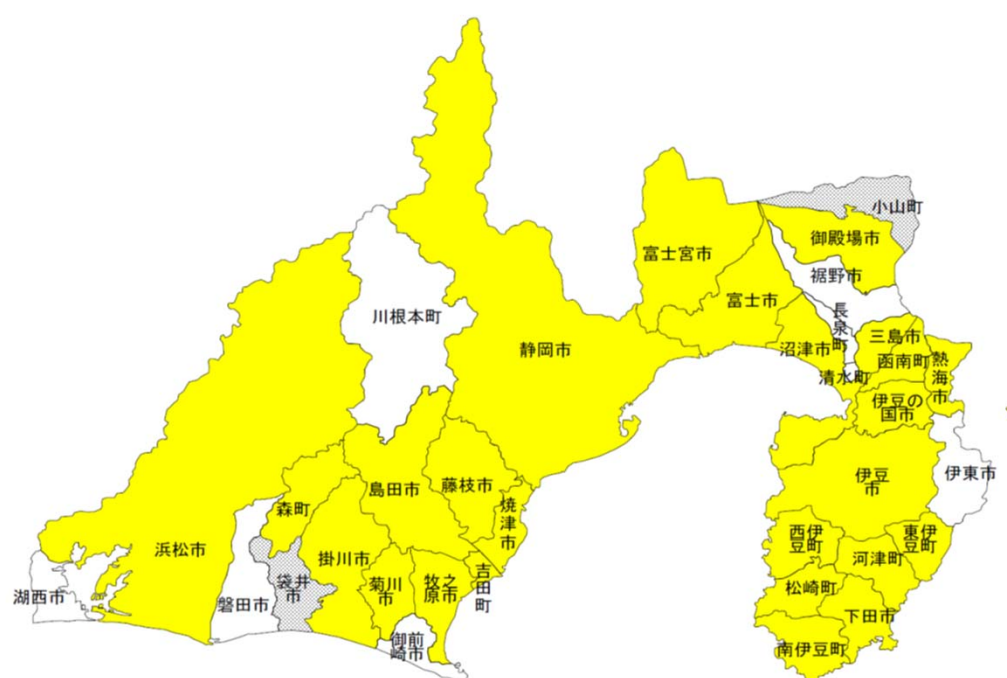
市町計画の策定状況



整備
予定
時期

策定済	27市町
令和4年度まで	2市町
令和5年度まで	1市町
令和6年度以降	1市町
未定・検討中	4市町

協議会等の合議体の設置状況



整備
予定
時期

設置済	24市町
令和4年度まで	1市町
令和5年度まで	2市町
令和6年度以降	0市町
未定・検討中	8市町

<参考> 静岡県の主な取組（市町の体制整備支援）

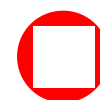
県内市町の中核機関等体制整備
地域連携ネットワークづくりの支援

主な取組実績(R3)	
協議会開催 (5地区)	【参加団体】県、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、市町行政、社会福祉協議会
専門相談 (28件)	委員会委員派遣、研修会講師派遣、中核機関設計・設置運営の検討 など
事業費の助成 (27市町)	【補助対象事業】市民後見人養成研修の実施、後見人等支援体制構築、人材育成にかかる普及啓発
研修会の実施	【受講対象者】市町、市町社協職員、福祉・介護関係職員、地域包括支援センター、特別支援学校教員 など



都道府県の機能強化による
中核機関等体制整備の推進

新規事業(R4)	
専門相談の 拡充	●体制整備アドバイザー ●総合支援アドバイザー
法人後見の 育成	専門職の不足する地域での権利擁護の担い手の育成
後見人等を 対象とした 研修	意思決定支援研修の実施



第2期成年後見利用促進基本計画
による取組として実施

静岡県の成年後見制度利用促進に係る計画の策定状況

令和3年3月 第4期 静岡県地域福祉支援計画を策定（令和3年度から令和8年度までの6年間）

基本目標

一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会

施策の大柱

I 共生の意識づくり
II 共生の地域づくり
III 福祉の基盤づくり

※権利擁護の推進はⅢ福祉の基盤づくりに位置づけ：成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の促進

主な取組

成年後見制度の利用促進

① 市町に成年後見制度利用支援事業の活用を促し、職員の資質向上のための実務研修を行う

② 市町の市民後見人の養成や養成後の人材の育成・活用の取組を支援する

③ 専門職、家庭裁判所、市町、市町社会福祉協議会から構成される協議会を開催し連携強化を図る

④ 成年後見制度利用促進計画に基づく市町の取組を支援するため相談支援事業により専門職の派遣や必要な助言を行う

⑤ 権利擁護を地域福祉計画に位置づけることを含め、研修等を通じて市町の計画策定を推進する

⑥ 制度の適切な利用に繋げるため、福祉関係者に対し、制度の理解を促進する研修会等を開催する

第1期 成年後見制度利用促進基本計画	【県の役割】市町の取組の支援	【実施主体】市町
第2期 成年後見制度利用促進基本計画	【県の役割】県の市町支援機能強化	【実施主体】県

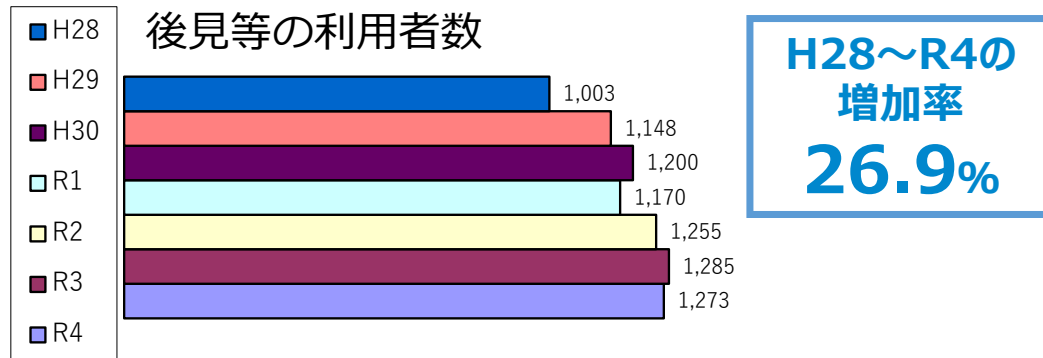
成年後見関係事件の 処理状況

静岡家庭裁判所管内【下田支部との比較】(R 5.3 照会)

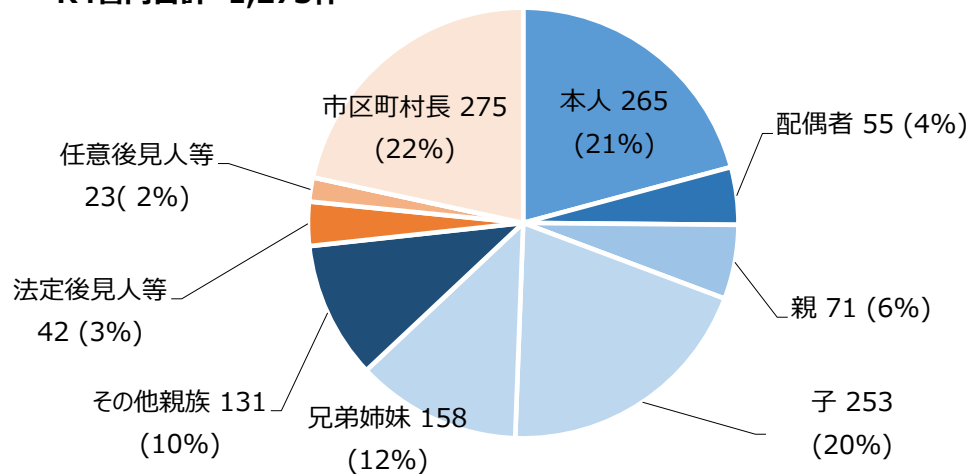


1 申立人と本人との関係別件数

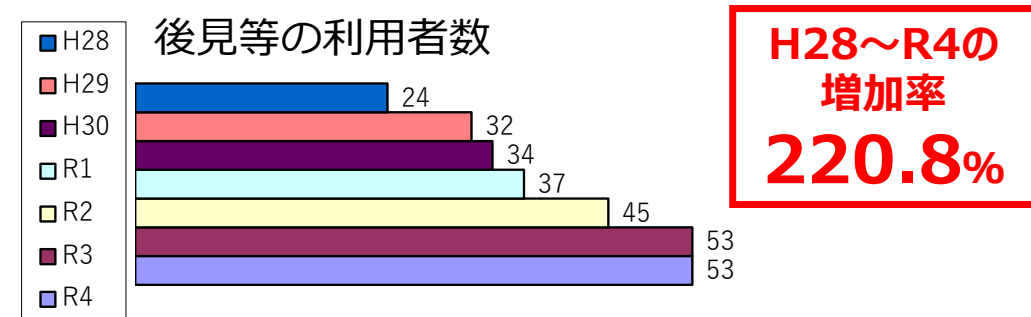
管内合計（R4 1,273件）



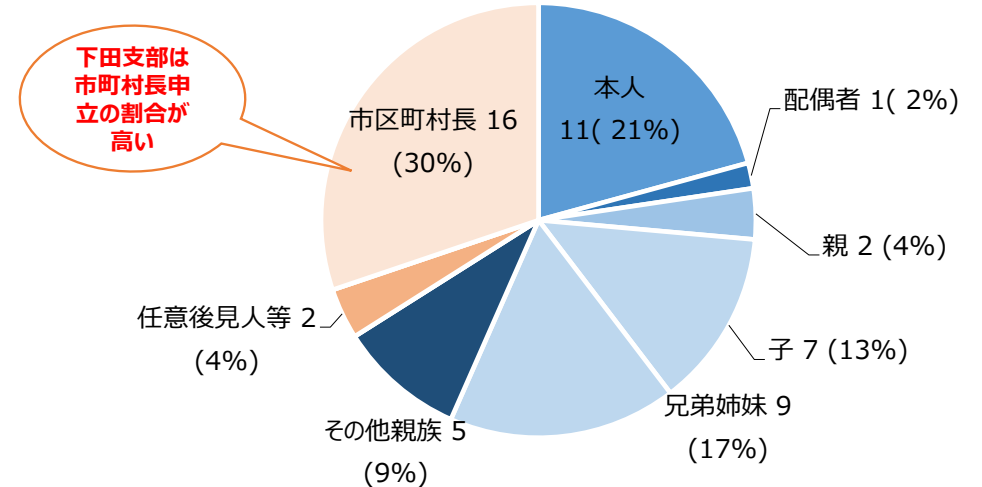
R4管内合計 1,273件



下田支部（R4 53件）

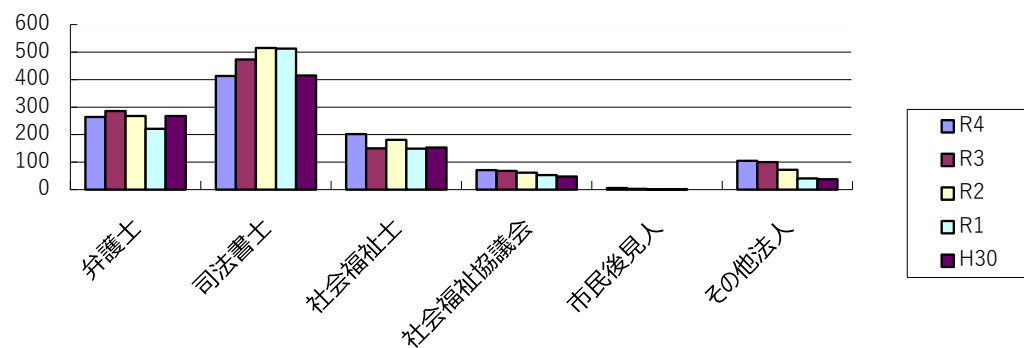
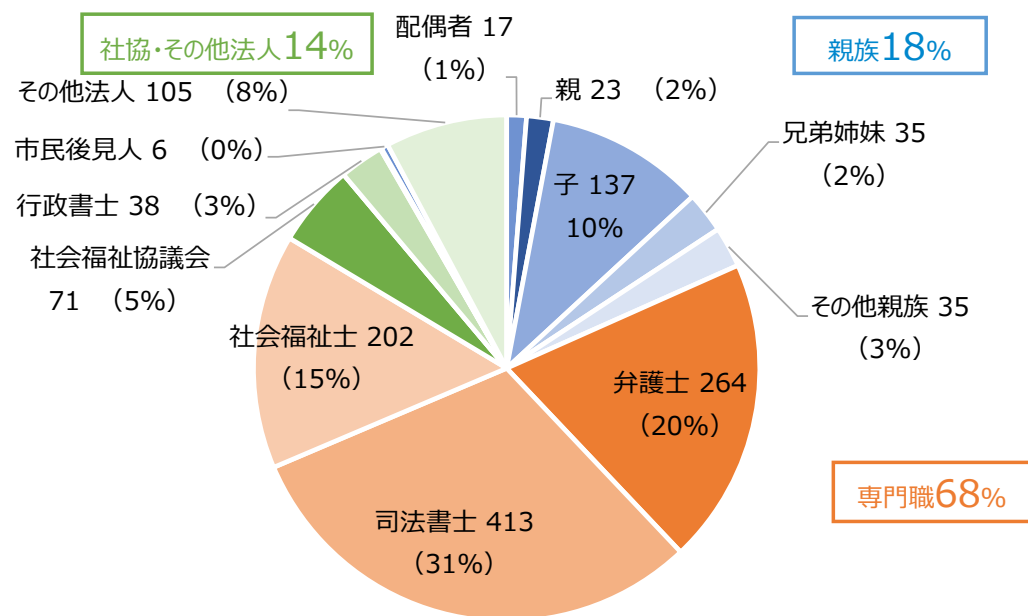


R4下田支部 53件

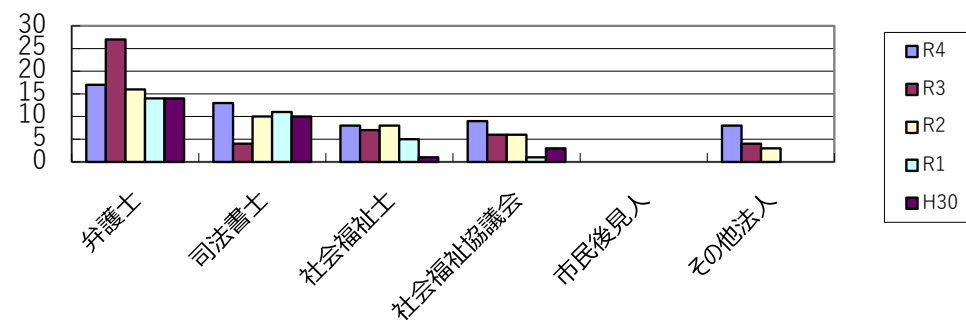
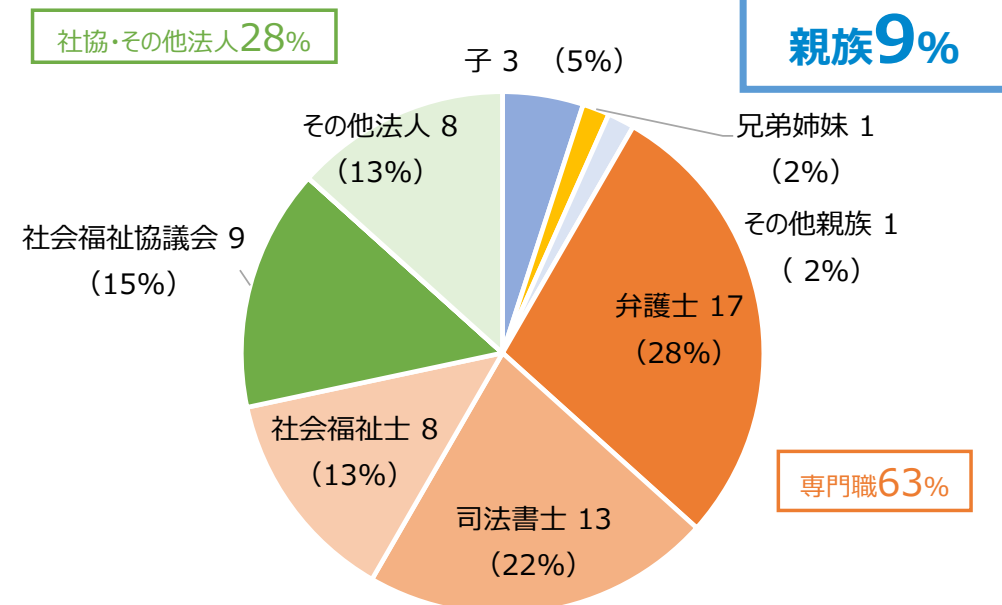


2 成年後見人等と本人との関係別件数

管内合計（R4 1,347件）



下田支部（R4 60件）



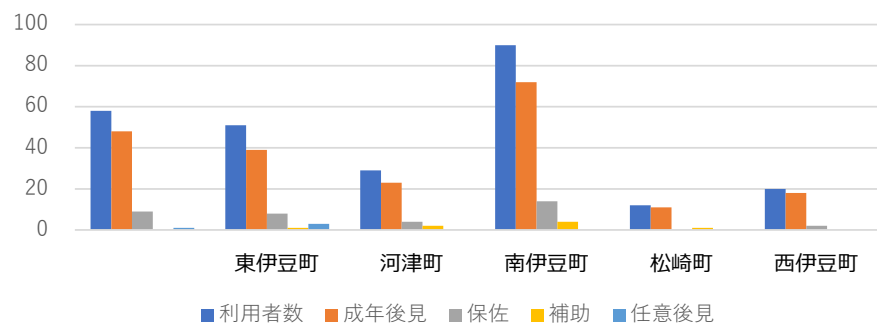
3 成年後見制度の利用者数

3 成年後見制度の利用者数

令和4年

本人の住所地	利用者数	成年後見	保佐	補助	任意後見
下田市	58	48	9	0	1
賀茂郡 東伊豆町	51	39	8	1	3
賀茂郡 河津町	29	23	4	2	0
賀茂郡 南伊豆町	90	72	14	4	0
賀茂郡 松崎町	12	11	0	1	0
賀茂郡 西伊豆町	20	18	2	0	0
下田支部合計	260	211	37	8	4
管内合計	7,813	5,341	1,774	619	79

成年後見制度の利用件数



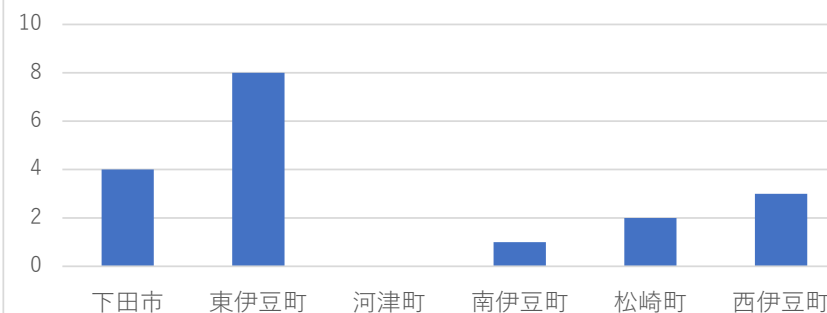
4 市長申立て件数

4 後見等開始の審判のうち、市町長が申立てた件数

令和4年

市町	申立件数
下田市	4
東伊豆町	8
河津町	0
南伊豆町	1
松崎町	2
西伊豆町	3
下田支部計	18
管内合計	275

市町長申立件数 (下田支部)



5 令和4年中にあった後見等開始の審判についての住所地別の件数

①開始原因別（認知症又は認知症以外）

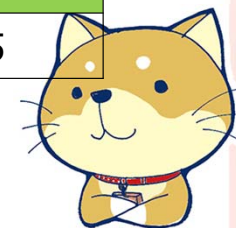
令和4年

開始原因 本人の住所地	総数		
		認知症	認知症以外
下田市	5	4	1
東伊豆町	11	7	4
河津町	10	3	7
南伊豆町	17	6	11
松崎町	12	4	8
西伊豆町	2	2	-
下田支部合計	57	26	31
管内合計	1,215	464	751

②本人の年齢別（65歳未満又は65歳以上）

令和4年

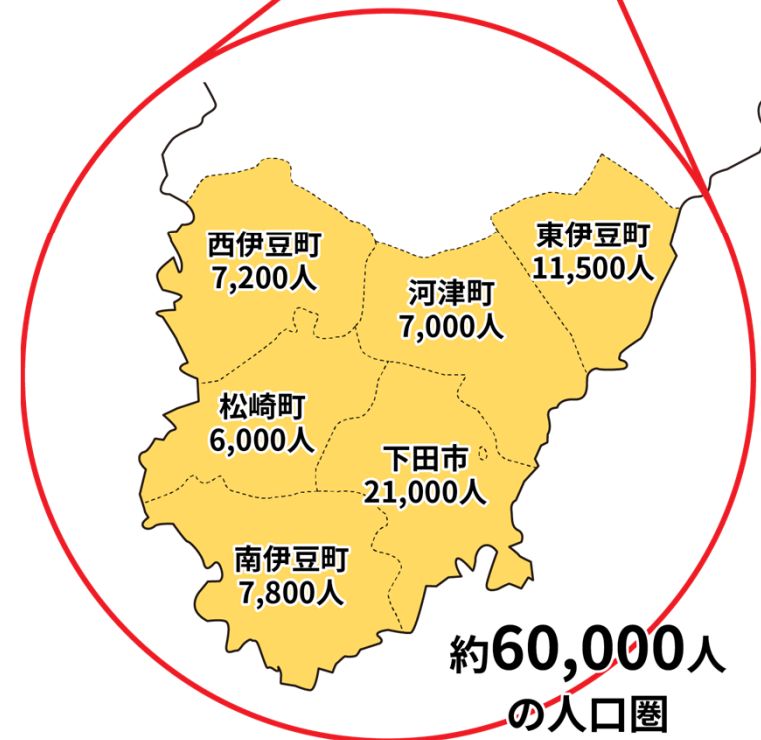
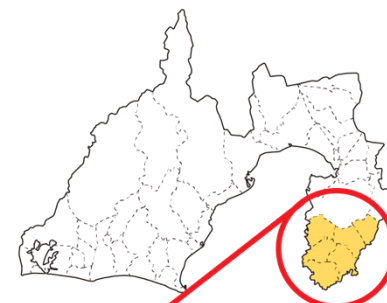
本人の年齢 本人の住所地	総数		
		65歳未満	65歳以上
下田市	5	1	4
東伊豆町	11	-	11
河津町	10	4	6
南伊豆町	17	6	11
松崎町	12	5	7
西伊豆町	2	-	2
下田支部合計	57	16	41
管内合計	1,215	260	955



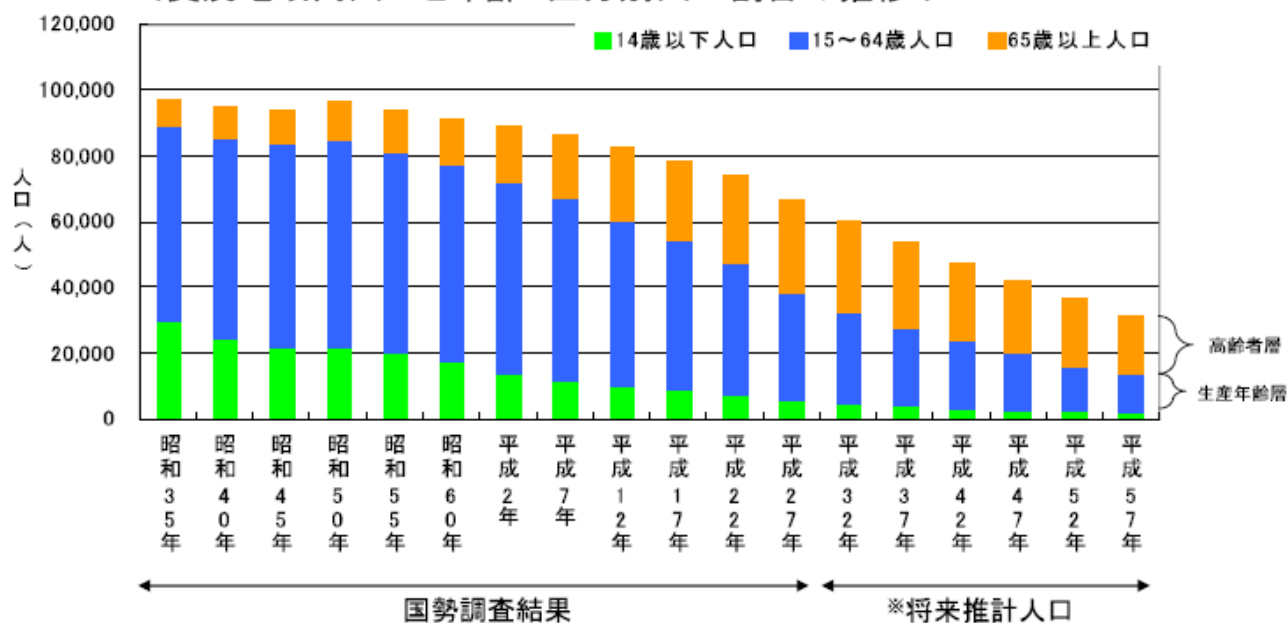
持続可能な権利擁護支援 モデル事業の展開



対象地域は賀茂地区1市5町



＜賀茂地域内人口と年齢3区分別人口割合の推移＞



※ 国立社会保障・人口問題研究所(平成30(2018)年)の推計結果

賀茂地区の社会 福祉協議会の声

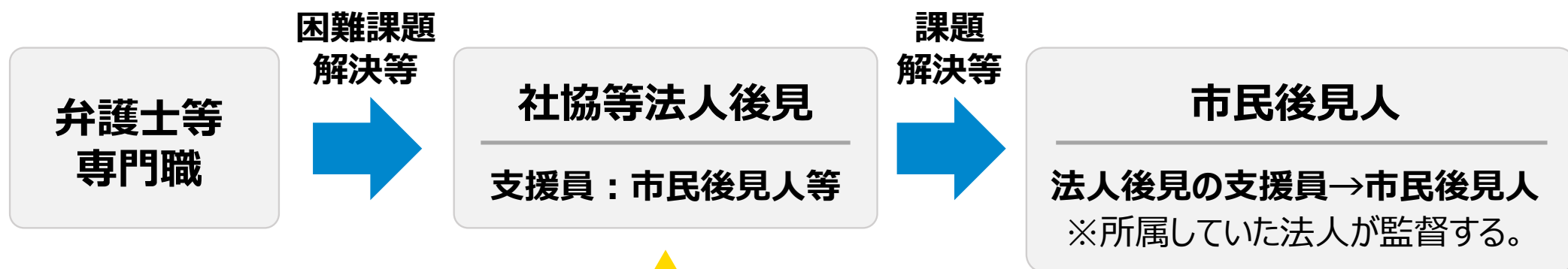
- … 高齢化がピークを迎えており、認知力が低下する高齢者も相対的に増加
 - … 子ども世代が地域外に出て行ってしまうため家族相互補完機能が低下
 - … 専門職後見人の数が圧倒的に足りない
 - … 社協法人後見で受任出来る件数は限りがある
- ➡ 地域の共通認識として後見人不足は明確

静岡県の対応として

令和4年度国モデル事業を実施し、
賀茂地域の社会福祉法人等を新たな法人後見の担い手として育成する。

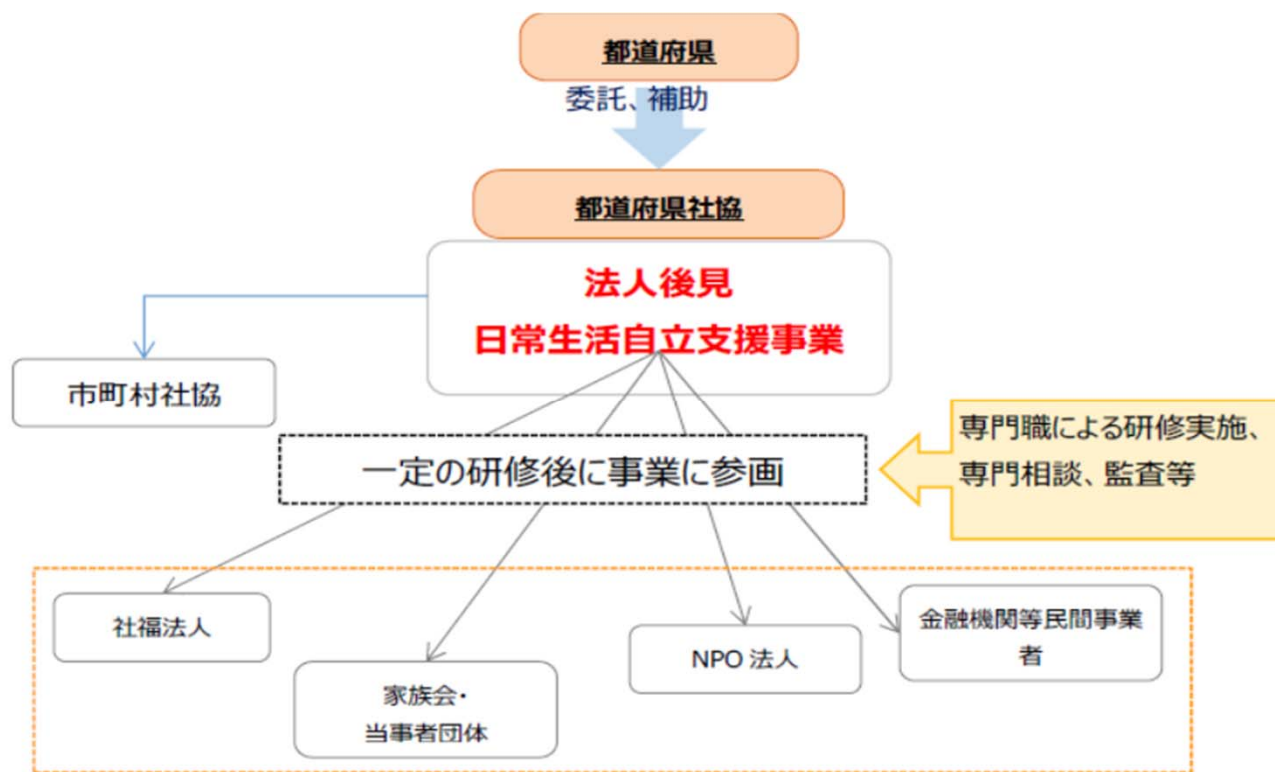
家庭裁判所及び専門職団体等も含めて、受任者調整及びリレーの仕組みづくりに向けた協議を行い、利用者の増加が見込まれる成年後見制度の担い手の確保と利用促進を図る

家庭裁判所と連携して行う成年後見人のリレー



賀茂地区では弁護士等から社協法人後見へのリレーが既に行われている。

地域連携ネットワークにおいて、
民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組



静岡県の対応として

多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

法人後見の養成と活動支援事業は、初年度の令和4年度に賀茂地域の社会福祉法人等のネットワークを通じて、権利擁護支援事業の受託可能な法人の調査、募集を行い、応募のあった法人への法人後見養成研修を実施する。

静岡県内の市民後見人養成及び社協法人後見の取組状況

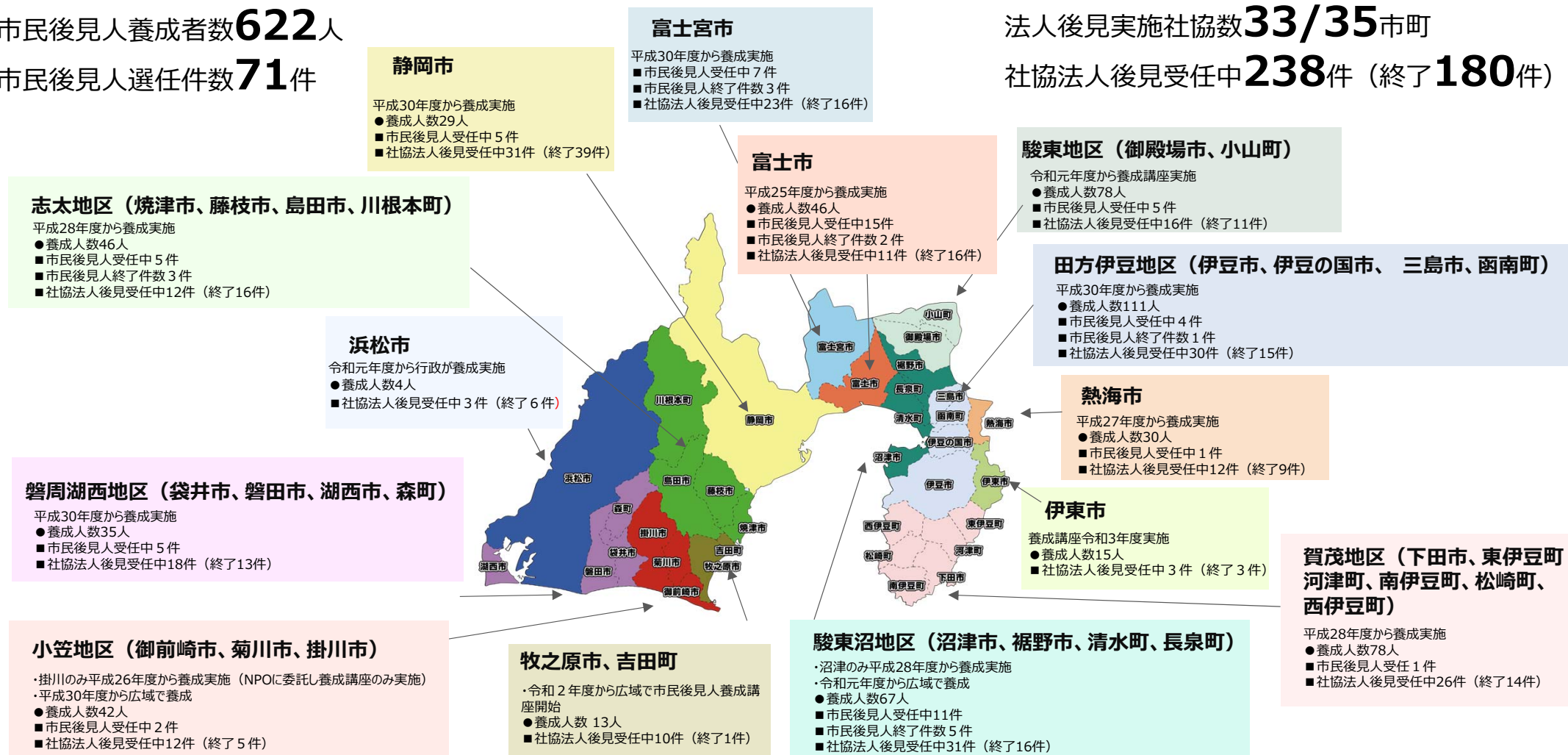
※市民後見人養成講座の実施エリアで表示
(令和5年3月末時点)

市民後見人養成者数**622**人

市民後見人選任件数**71**件

法人後見実施社協数**33/35**市町

社協法人後見受任中**238**件(終了**180**件)

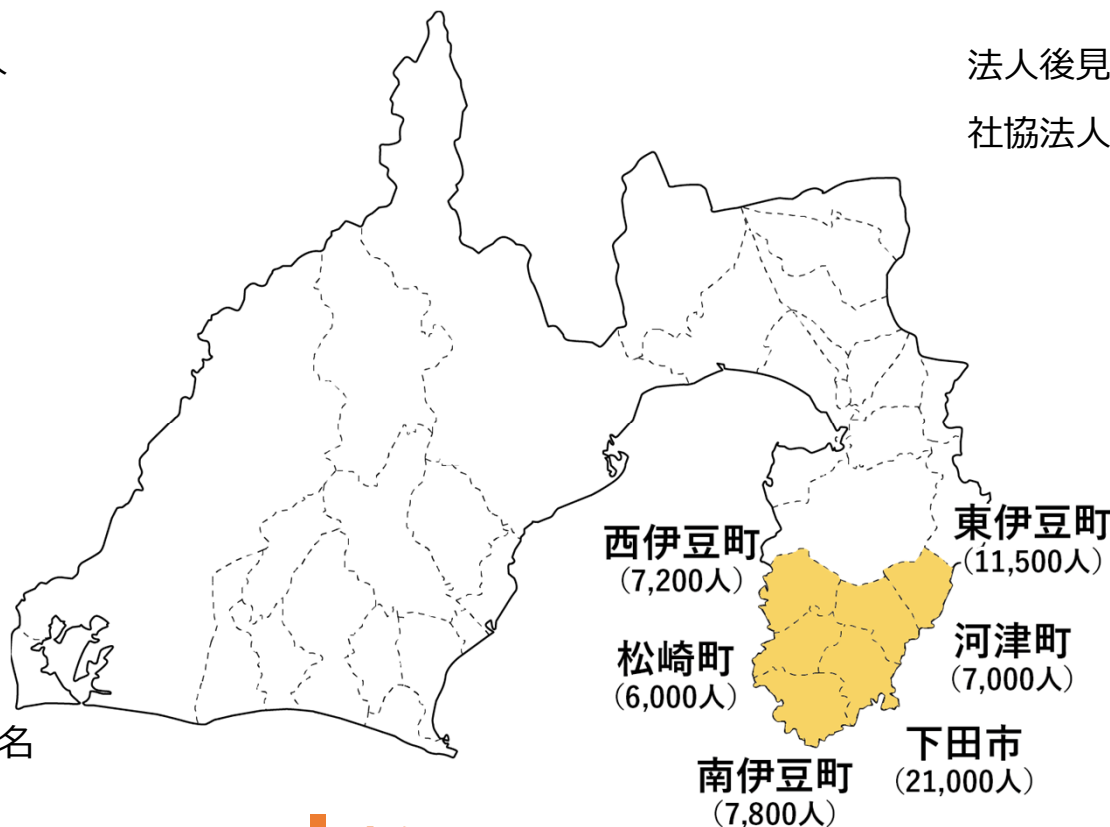


賀茂地域の市民後見人養成及び法人後見の取組状況

(令和5年3月末時点)

市民後見人養成者数 **78**人
市民後見人選任件数 **1**件

法人後見実施社協数 **6 / 6** 市町
社協法人後見受任中 **26**件 (終了**14**件)



西伊豆町社協

職員**1**名 (兼務)
受任中**7**件、終了**0**件
市民後見員養成修了者**5**名

松崎町社協

職員**1**名 (兼務)
受任中**2**件、終了**1**件
市民後見員養成修了者**4**名

南伊豆町社協

職員**1**名 (兼務)
受任中**3**件、終了**2**件
市民後見員養成修了者**12**名

東伊豆町社協

職員**1**名 (兼務)
受任中**6**件、終了**4**件
市民後見員養成修了者**13**名

河津町社協

職員**1**名 (兼務)
受任中**4**件、終了**1**件
市民後見員養成修了者**11**名

下田市社協

職員**3**名 (兼務)
受任中**4**件、終了**6**件
市民後見員養成修了者**33**名

令和4年度の動き

… 専門職・社会福祉法人・社協参画の企画運営会議を設置（初回6/15）

… （社協以外の）法人後見実施法人ヒアリング

… 第2回企画運営会議8/26

⇒1法人が「公益的な取組み」として実施の意向表明

⇒担当者が孤立しない仕組みづくりの必要性

⇒寄附等の活用による資金調達の可能性に肯定的な意見

… 第3回企画運営会議1/12

賀茂地域での（社協以外の）法人後見の取組みイメージ（案）

○社会福祉法人における地域における公益的な取組みとして実施する

⇒賀茂地域の福祉課題への社会福祉法人の取組みとして、社会福祉法第24条第2項の地域貢献活動の一環として実施。

○令和5年6月に定款変更予定 1 法人（特養 4 施設他、職員数330名）

×障害者施設 1 法人1施設（人員不足、本来サービス提供も維持継続困難）

○職員研修は市民後見人養成講座と連携して実施する

⇒賀茂地域での市民後見人養成講座の必要な部分のみを受講できる体制とする

1 市 5 町行政との協議⇒了承

○法人後見の受任の適正性検討は1市 5 町で設置している、受任調整の会議にて検討する

⇒現状は 1 市5町社協と市民後見人の受任調整の会議の間であるが、（社協以外の）法人後見の受任調整の機能も持たせていく。

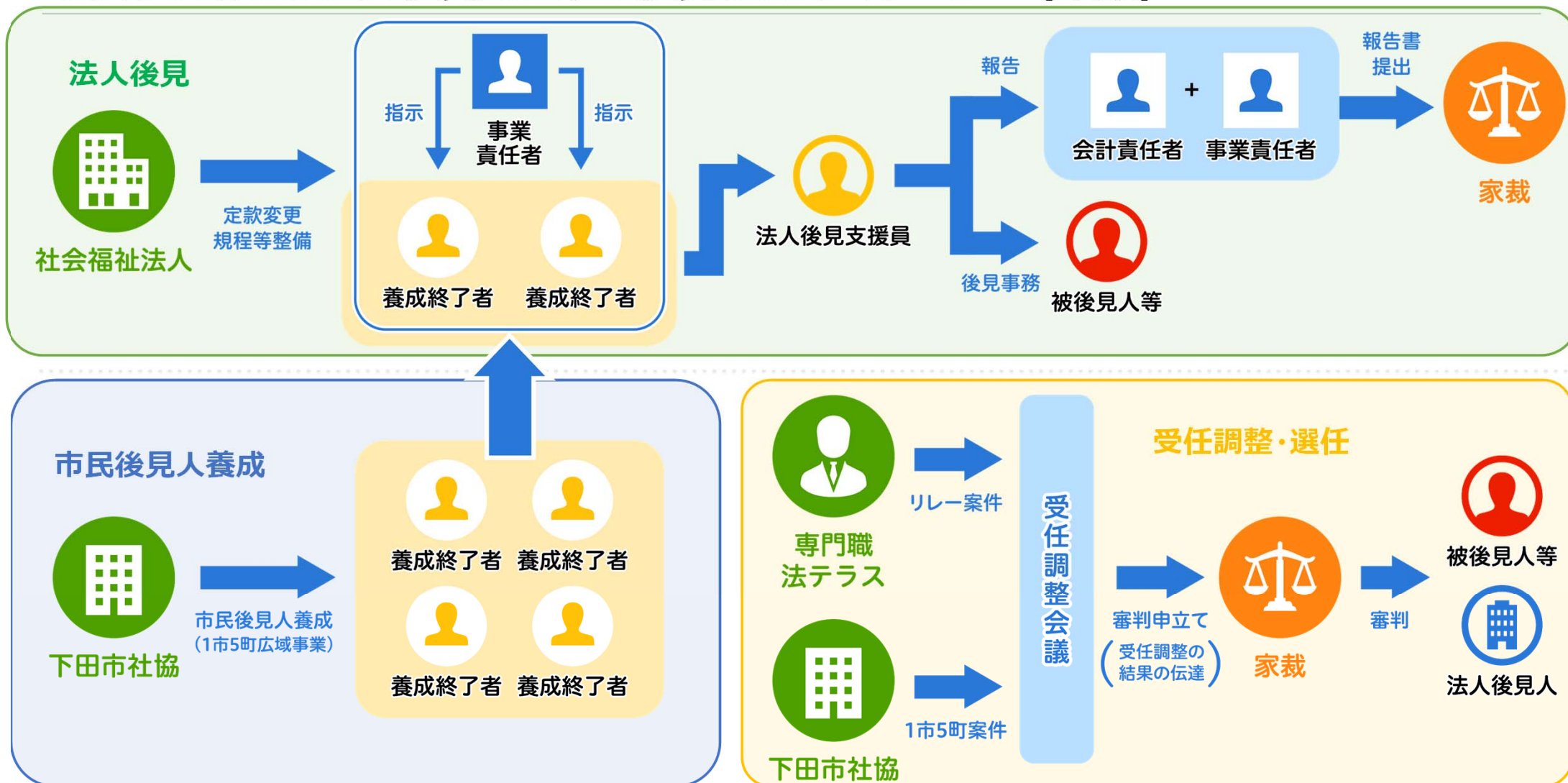
1 市 5 町行政との協議⇒了承

○市民後見人養成講座修了者を法人後見支援員として活動してもらう

⇒1市5町での講座修了者は78名（R5/3月末）。市民後見人は選任は現在1名。活動出来るすそ野を広げていく。

1 市 5 町行政との協議⇒了承

モデル事業での法人後見の受任と後見活動のイメージ（素案）

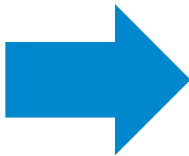


下田市社会福祉協議会 法人後見等事業審査会の流れ

下田市社会福祉協議会法人後見等事業審査会

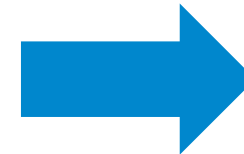
(事務局 下田市社会福祉協議会)

後見人等
候補者
推薦依頼



構成員	1. 弁護士：1名 2. 司法書士：1名 3. 社会福祉士：1名 4. 社協担当者（居住地を管轄する社協） 5. オブザーバー、本人の支援者等（ケアマネ、施設職員等）
対象	賀茂地区1市5町
機能	1. 後見人候補者の推薦 2. 市民後見人養成講座の受講者決定 3. 後見活動上の助言・指導

後見人等
候補者推薦



静岡家庭裁判所
下田支部



後見人等選任



市民後見人
法人後見

賀茂地区1市5町
社会福祉協議会



静岡家庭裁判所
下田支部



専門職後見人

後見人等候補者の推薦を行うケース

現状	主に後見人等候補者として、市民後見人や法人後見が適当と考えられるケース
例	- 日常生活自立支援事業利用者が成年後見制度に移行するケース - 社協法人後見から他の後見人等候補者（市民後見人、法人後見）に引継ぐことが適当と考えられるケース - 専門職後見人から他の後見人等候補者（法人後見等）に引継ぐことが適当と考えられるケース

賀茂地域での（社協以外の）法人後見機能強化の取り組みイメージ

○専門職を交えた地域のネットワークで法人後見のサポートをしていく

⇒法人後見担当者が気軽に相談できるネットワークを作っていく。

類似の相談が参照できるようなシステムを検討⇒令和5年度事業で展開

○県社協内に基金を設置

⇒『権利擁護』では伝わらない。『安心して暮らしていける仕組みづくり』等、目指している物を明示すべき。

○無報酬案件等への報酬助成、専門職が市民後見人を後見監督する場合の報酬助成に充てるか

⇒今後の検討事項

『利用支援事業の拡充』などを促していく必要があるが、行政の財源が今後急減する地域なので官民協働の取り組みができるのではないか。

後見活動の経費も不足するケースもあるので、活動費も補填出来る仕組みも必要。

○配分委員会の設置

配分等の検討は下田市社協内（中核機関）に設置されている、専門職を交えた受任調整会議の機能を拡充して検討する。（ルールの素案は県社協にて作成）

持続可能な権利擁護支援モデル事業を通じての課題認識

○法人後見の新たな担い手をどのように見つけていくか

⇒現状は社協以外の社会福祉法人を開拓していく方向性

社会福祉法人で法人後見を実施する場合は、公益事業としての取組みとなると思うが、『公益事業は社会福祉事業に支障のない限りで行う』とされている。

社会福祉事業の人員の確保も課題となる中、社会福祉法人側のメリットも打ち出していく必要があるのではないかな。

(参考：静岡県内の福祉・介護の有効求人倍率は3.88倍、ハローワーク下田エリアは4.03倍)

○法人後見の“ノウハウのある”実務担当者の確保

⇒法人後見の実務担当者は、市民後見人養成研修を活用して研修を実施していく予定。

法人後見を実施している社会福祉法人にヒアリングをすると、個人受任をしている社会福祉士が中核的な役割を担っているケースが多い。

法人内に“ノウハウのある”人材がない場合、伴走支援する仕組みづくりが求められるのではないかな。